

# 生協福祉活動保険

普通傷害保険（行事参加者の傷害補償特約）、賠償責任保険（施設所有（管理）者特別約款、保管物特別約款、生産物特別約款）

生協福祉活動保険は、「くらしの助け合い活動」・「おたがいさま活動」・「お食事会・配食サービス活動」・「子育て支援活動」・「各種ボランティア活動」の事務局等に登録された援助活動を行う組合員の方々の活動中の事故（傷害事故・賠償責任事故）を補償する制度です。

※ [行事保険] では上記の活動中の事故については補償されません。

保険契約者	日本生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。
本制度に加入できる方	日本生活協同組合連合会の会員生協および会員生活協同組合連合会
保険期間	2026年7月1日から1年間 ※ 中途での加入も可能です。

生協福祉活動保険のうち見舞金制度部分には、団体割引20%（※1）と優良割引5%（※2）が適用されています。

（※1）団体割引は、見舞金制度の保険料算出に使用した平均人数（のべ行事参加者数を行事開催日数で除したもの）により決定しています。今年度の平均人数が3,000名に達しなかった場合、保険料が変更となります。

（※2）優良割引は、保険金の支払状況により変更になることがあります。

## 本制度で対象となる活動

生協が事務局等となっている「くらしの助け合い活動」・「おたがいさま活動」などの組合員活動（宿泊を伴う活動は対象となりません。）

[対象となる活動の主な例]

くらしの助け合い活動、お食事会・配食サービス活動、ボランティア活動（福祉ボランティア活動、福祉ボランティア活動以外で現在実施している活動、および今後実施予定のボランティア活動が対象となります。）

※別ファイル「行事保険パンフレット」の「日帰り行事の種類 一覧表（P14～）に記載の日帰り行事②、日帰り行事③」および「対象とならない行事（P17）」は、本制度の対象となりません。

※NPO法人等と共催している活動や生協が事業として行っている活動は、本制度の対象となりません。

## 補償の対象者

生協の事務局等に登録されているすべての組合員（活動日が把握できること）が対象となります。

なお、賠償事故補償制度においては、事務局等としての生協が、組合活動中の事故により被援助者等の他人に対して法律上の賠償責任を被った場合も対象となります。

※ 預り物賠償については生協のみが補償の対象者となります。（生協が損害賠償責任を負う場合）

NEW

2026年7月更改時より「**熱中症補償**および**食中毒補償**」が追加になりました（そのため見舞金で単価が上がっている場合があります）

※2026年7月1日以降に発生した事故から対象となります。



# 目次

制度の概要 . . . . . P 1

保険金のお支払いについて . . . . . P 2

補償のタイプと保険料 . . . . . P 6

事故事例 . . . . . P 8

事故がおきたときは . . . . . P 1 0

重要事項説明書（ご加入前に必ずご一読ください）・P 1 2

## 制度の概要

### 1. 本制度のしくみ

本制度は、(1) 見舞金制度 (ケガ・身体の補償制度) と (2) 賠償事故補償制度から構成されています。

#### (1) 見舞金制度 (ケガ・身体の補償制度)

生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が活動中および活動場所と自宅との往復途上において、偶然な事故によりケガをされたり、亡くなられた場合に補償します (病気は補償の対象となりません)。

**NEW** なお、2026年7月更改時より日射または熱射による身体障害 (熱中症) および中毒症状 (食中毒) も補償対象となります。

#### (2) 賠償事故補償制度

生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が活動中の事故により被援助者等の他人に対して損害を与えた場合、援助活動を行う組合員または事務局等としての生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

(この保険では提供した飲食物等に起因する賠償責任も補償の対象となります)

### 2. こんなとき保険金をお支払いします

次のような事故がこの保険の補償の対象となります。

#### <見舞金制度 (ケガ・身体の補償制度) >

※「生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員自身」が、下記のような事故にあった場合

- 訪問先で活動中に、階段を踏み外して足を骨折した。
- 訪問先で調理中、包丁で指を切ってしまいました。
- 訪問先で調理中、誤ってヤケドをしてしまった。
- 自転車で活動先へ行く途中、車と接触して転倒し右腕を打撲した。
- 活動先で食べた食事が原因で食中毒となり、病院を受診した。
- 活動先へ向かう途中で熱中症となり、病院を受診した …… など



#### <賠償事故補償制度>

- 活動中、お年寄りを車椅子に乗せる際に不注意で転ばせてしまい、骨折させてしまった。
- 訪問活動中、掃除機の先がふすまに当たり、利用者宅のふすまを壊した。
- くらしの助け合い活動中、預かった財布 (現金) が盗まれた。(生協に管理責任がある場合)
- お食事会 (子ども食堂等) ・配食サービス活動中に提供した食事が原因で食中毒が発生した。
- 助け合い活動で利用組合員宅の庭の草を刈っていたところ、小石を飛ばしてしまいガラスを割ってしまった。
- 自転車で利用組合員宅へ行く途中、歩行者と接触して骨折させてしまった。
- おたがいさま応援で犬を散歩させていたところリードを離してしまい、通行人にかみつき負傷させた。

… など

\*活動中であっても、お車による賠償事故は、この保険の補償の対象となりません。

ただし、活動中に組合員がケガをされた場合、ケガのみ補償制度の対象となります。

## 保険金のお支払いについて

### 1. 見舞金制度（ケガ・身体への補償制度）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	<b>死亡保険金</b>	被保険者（*1）が組合員活動中の急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合  <b>死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</b> （注）すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>・ けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</li> <li>・ 自動車または原動機付自転車の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>・ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</li> <li>・ 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ</li> <li>・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ（*4）</li> <li>・ 戦争、内乱、暴動などによるケガ（*5）</li> <li>・ ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ</li> <li>・ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ</li> <li>・ むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの</li> </ul> ※医学的他覚所見とは医学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。  など
	<b>後遺障害保険金</b>	被保険者（*1）が組合員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合  <b>後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</b> （注）保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	<b>入院保険金</b>	被保険者（*1）が組合員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合  <b>入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。</b> （注1）事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 （注2）入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	<b>手術保険金</b>	被保険者（*1）が組合員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、その治療のため事故の日から180日以内に病院または診療所において手術（*3）を受けられた場合  以下の金額をお支払いします。 ①入院中（注）に受けた手術の場合 <b>入院保険金日額×10</b> ②上記①以外の手術の場合 <b>入院保険金日額×5</b> ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 （注）事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
	<b>通院保険金</b>	被保険者（*1）が組合員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。  <b>通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。＜90日限度＞</b> （注1）事故の日からその日を含めて、180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。 （注2）通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 （注3）通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位（*6）を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（*7）を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	

(※ 1) 被保険者（保険の補償を受けられる方）とは、生協主催の行事や運営にかかわる諸活動に参加している方のうち、事前に参加登録を行っている方となります。

(※ 2) 「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、偶然な外来による日射または熱射によって身体に障害を被ったときにも補償の対象となります。

(※ 3) 対象となる手術は以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(※ 4) 天災補償特約を付帯した場合に限り、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因のケガ」も補償の対象となります。

(※ 5) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

(※ 6) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の三大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款記載の部位をいいます。

(※ 7) ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

### 【急激かつ偶然な外来の事故（パンフレット内では「事故」と表記）とは】

下記 3 項目を全て満たす場合をいいます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと</li><li>○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの</li><li>○外来性＝身体の外からの作用によるもの</li></ul> |
|--|

< 上記 3 項目に該当しない例（保険金支払い対象外） >

日焼け、熱中症（注）、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

（注）熱中症は、急激・偶然・外来の結果生じるものではありませんが、この見舞金制度では特約により補償の対象となります。

●保険金は、生命保険、健康保険、労災保険、自賠責保険などの給付とは関係なくお支払いします。

## 2. 賠償事故補償制度

### 《保険金をお支払いする場合》

生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が、援助活動中の事故により被援助者等の他人に対して損害を与えた場合、援助活動を行う組合員または事務局等としての生協が、次の法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

- (1) 身体賠償：他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます）を与えてしまった場合
- (2) 財物賠償：他人の財物（預かり物は除きます）を損壊してしまった場合
- (3) 預かり物賠償：他人からの預かり物を損壊（紛失・盗難を含みます）してしまった場合  
※生協のみが補償の対象者となります
- (4) 生産物賠償：提供した飲食物等で他人の身体や財物に被害を与えてしまった場合

### 《お支払いする保険金》

保 険 金 の 種 類		支 払 方 法	
損 害 賠 償 金	① 損 害 賠 償 金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 ・身体賠償の場合…逸失利益、治療費、入院費、休業補償費、慰謝料など  ・財物賠償の場合および預かり物賠償の場合…滅失については滅失時の時価、汚損、損傷については修理費（修理不能もしくは修理費が時価を超える場合は時価）など	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	② 損 害 防 止 費 用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費 用 害	③ 応 急 手 当 等 費 用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	
	④ 争 訟 費 用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤ 保 険 会 社 へ の 協 力 費 用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥ 示 談 交 渉 費 用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。  
被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※3 ①～⑥について、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

#### 《保険金をお支払いできない主な場合》

- 保険契約者（注）、被保険者（注）またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任  
(賠償責任保険共通)
  - (注) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
  - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任  
(賠償責任保険共通)
  - 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任  
(賠償責任保険共通)
  - サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任  
(賠償責任保険共通)
  - 施設の修理、改造または取壊しなどの工事に起因する賠償責任  
(専門業者が行う工事を指しており、日曜大工などは補償の対象となります。)  
(施設所有（管理）者特別約款)
  - 航空機、昇降機、ロープウェイカー、ケーブルカー、自動車または施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任  
(施設所有（管理）者特別約款)
  - 保管物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する賠償責任  
(保管物特別約款)
  - 生産物の性質または欠陥により、損壊したことに起因するその生産物自体に対する賠償責任  
(生産物特別約款)
- ……………など

## 補償のタイプと保険料

補償項目		補償タイプ			
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	自由設計
【見舞金制度】		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	自由設計
死亡・後遺障害		300万円	500万円	700万円	[            ] 万円
入院保険金日額		1,500円	3,000円	4,500円	[            ] 円
通院保険金日額		1,000円	2,000円	2,500円	[            ] 円
【賠償事故補償制度】		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	[            ]タイプ
<b>身体賠償</b> (自己負担額 1事故 1,000円)		1名 4,000万円 1事故 1億円	1名 8,000万円 1事故 2億円	1名 1億円 1事故 2億円	↑ 左記の A~Cの タイプから 選択します。
<b>財物賠償</b> (自己負担額 1事故 1,000円)		1事故 1,000万円	1事故 1,000万円	1事故 1,000万円	
<b>預かり物賠償</b> (自己負担額 1事故 1,000円) 現金や貴金属などの貴重 品の損害については、1 事故10万円/保険期間中 通算100万円が限度と なります。		保険期間中通算 500万円	保険期間中通算 500万円	保険期間中通算 1,000万円	
1名あたりの 保険料	天災補償 なし	14.2円	24.3円	33.8円	[            ]円
	天災補償 あり	18.2円	32.3円	43.8円	[            ]円

\*上表ののべ活動人数1名あたりの保険料には、下記の賠償事故補償制度の保険料が含まれています。

Aタイプ：1.2円      Bタイプ：1.3円      Cタイプ：1.8円

\*見舞金制度については、1名あたりの保険金額を表示しています。

\*賠償事故補償制度については、お支払いする保険金の限度額を表示しています。

\*提供した飲食物等に起因する賠償責任については、1事故の限度額が保険期間中の限度額となります。

## 自由設計について

- 自由に設計できるのは、見舞金制度の補償金額です。
- 天災補償特約は補償ごとの個別付帯はできません。すべての補償に付帯するか付帯しないかで算出してください。
- 賠償事故補償制度の補償金額（支払限度額）については、A～Cタイプの補償金額の中から選択します。

次の算式に下表（保険料表）から保険料をあてはめ、1名あたりの保険料を算出します。

（補償金額は、入院保険金日額は死亡・後遺障害の1000分の3以内、通院保険金日額は入院保険金日額を下回る金額で決めてください。）

自由設計計算 ⇒	+	+	+	+	=	1名あたりの 保険料
	円	円	円	円	円	円

死亡・後遺障害 ( )万円
円

入院保険金 日額 ( )円
円

通院保険金 日額 ( )円
円

賠償責任 ( ) タイプ
円

### ■保険料表（単位：円）

死亡・後遺障害		
保険金額	保険料（円）	
天災補償	なし	あり
200万円	5	7
300万円	8	11
350万円	9	13
400万円	10	14
500万円	13	18
800万円	21	29
1,000万円	26	36
1,500万円	39	54
2,000万円	52	72

入院		
保険金日額	保険料（円）	
天災補償	なし	あり
2,000円	4	5
2,500円	5	6
3,000円	6	8
4,000円	8	10
4,500円	9	11
5,000円	11	13

通院		
保険金日額	保険料（円）	
天災補償	なし	あり
1,000円	2	2
1,500円	3	3
2,000円	4	5
2,500円	5	6
3,000円	6	7

賠償責任	
タイプ	保険料（円）
A	1.2
B	1.3
C	1.8

## 事故事例

傷害事故	ケガの 部位・内容	事故内容	傷害事故
草刈り・草取り	肋骨骨折	たすけあいの会で庭木の剪定作業中、誤って木から落下してしまい肋骨を骨折。	7,500 円
	虫刺され	くらしの会で草取り中に木の下に潜り込んで草取りをしていたところ、毛虫に刺されてしまい負傷。	1,000 円
	右ひざ骨折	診療所の花壇への水やりボランティア活動で、花壇につまずいて転倒し右膝を骨折した。	23,000 円
	腰部打撲	くらしの助け合いの活動で利用者宅の庭木の剪定中、乗っていた脚立のバランスが崩れてしまい転落し腰部打撲。	28,000 円
	右足親指切傷	たすけあいの活動で草刈りの活動中、草刈り機の刃が石にぶつかり跳ね返った際に右足親指に当たり負傷。	27,500 円
	虫刺され	助け合い活動で組合員宅の草取り中。ハチの巣があることに気づかずに刺されてしまった。	2,000 円
	左手指切傷	くらしの助け合い活動で草刈り中、草刈り機を使用していたところ足が滑って転倒し誤って指を切ってしまった。	10,000 円
ボランティア活動等	右腕打撲	生協のコーラスボランティア活動に参加後、駐車場の車止めに足を引っ掛けて転倒し左足、右腕を打撲。	2,000 円
	右ひざ打撲	クリニックのお茶ボランティアの最中、片づけをしていたところ椅子に足を引っ掛けて転倒し負傷。	7,000 円
	腰捻挫	高齢者給食会のボランティア活動中、参加者を支えた際に腰に痛みが走り痛めてしまった。	2,000 円
	左手骨折	こども支援の活動で、子供たちとひろばで一緒に遊んでいる時に左手をついて転倒してしまい左手骨折。	26,000 円
	顔面・腕・手 当骨折・打撲	たすけあいの会で弁当の配達中にロープに足が引っかかり転倒して、負傷した。	3,000 円
その他	頭部打撲	助け合いの会活動で病院送迎車の歩行介助中、地面が凍結していたため転倒し頭部を打撲。	40,000 円
	左足首捻挫	くらしサポーターの訪問活動で訪問先の廊下が暗くて足元が見えず、段差に気付かず転倒し左足首を捻挫。	7,500 円
	左手小指切傷	生協支部の食事会のため調理中、玉ねぎをスライサーを使用して切っていたところ誤って左手小指に当ててしまい負傷。	4,000 円

賠償事故	損壊物	事故内容	支払保険金
草刈り・草取り	自動車	植木の剪定と草刈処理作業中に、草刈り機を使用していたところ小石をはじいてしまい、車庫の中の乗用車のガラスにあたり破損させてしまった。	72,000 円
	窓ガラス	利用者宅の植木伐採中に、切り落とした枝が窓ガラスに当たり割れてしまった。	32,000 円
	送水管	くらしのたすけあいの活動で庭木の伐採中、スコップで木の根を掘る作業中に送水管を破損した。井戸水をくみ上げることができなくなってしまった。	3,059 円
清掃活動中等	ホースヘッド	くらしの助け合いの会でそうじの活動中、掃除機を持ち上げた際にホースが外れて落下してしまいヘッド部分が破損した。	11,320 円
	蛇口ノブ	くらしのたすけあい活動で利用者宅風呂場の掃除中、蛇口の方向をずらそうとしたが硬くて回らず、力を入れて回そうとしたところ根元から折れてしまった。	4,000 円
	ホースヘッド	ボランティア活動で利用者宅の清掃中、シャワーホースを使用する際に何度か伸縮させて使っていたところヘッド部分とホースが外れてしまい破損。	33,000 円
	テレビ	ボランティアで窓拭き掃除の活動中、誤ってテレビにぶつかりテレビがテーブルに当たり、画面にヒビが入って映らなくなってしまった。	51,000 円
	網戸	くらしの助け合いの会活動で利用者宅の窓ふき作業中、網戸を拭いていたところ力を強くかけてしまい網戸が破れてしまった。	6,992 円
その他	自動車	利用者宅を訪問後、帰宅時に道路でよろけて自転車ごと駐車場の止めてあった車に倒れてしまい、車のボンネットに傷がついてしまった。	59,000 円

※上記はお支払いした事故事例（抜粋）です。

## 事故がおきたときは

事故がおきたとき（組合員から事故の連絡があった場合）は、すみやかに「生協福祉活動保険 事故通知（証明）書」を共栄火災海上保険株式会社までメールで送付してください。事故対応のご相談とあわせて共栄火災海上保険株式会社より保険金請求に必要な書類をお送りします。

### 【事故対応マニュアル・事故通知書のダウンロードはこちら】

アイランドアイサービスのホームページ⇒ <https://www.iandi-s.co.jp>

（もしくは「株式会社アイランドアイサービス」で検索）

生協福祉活動保険のページの下端「●保険金のご請求について」の項から、マニュアルと通知書をダウンロードできます。

## 1. 見舞金制度にかかわるケガ（傷害事故）の場合

保険金請求者はケガをされた方となります。ケガの治療が完了してから、必要書類を返送ください。なお、死亡事故の場合は死亡された方の法定相続人が保険金請求権者となります。

①**保険金請求書兼同意書**：ご請求者の住所、氏名と保険金振込口座をご記入いただきます。

②**事故状況報告書**：おケガの日時、事故原因および状況等をご記入ください。

③**診断書（入院・通院申告書）**：医師の診断書が必要です。ただし、入院・通院で保険金請求額が10万円以下である場合は「入院・通院申告書」に代えることができます。

**後遺障害の場合**：上記のほか、後遺障害の程度を証明する医師の診断書が必要となります。

**死亡事故の場合**：上記のほか、死亡診断書または死体検案書が必要となります。

④**その他保険会社が必要とする書類**：死亡事故の場合は法定相続人を確認する書類や法定相続人の委任状・印鑑証明書など

### 【ご注意くださいことー傷害事故1】

入院・通院等の保険金お支払い要件は、以下のとおりとなります。

#### （1）入院保険金

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

#### （2）通院保険金

病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けること

※1 医師とは、医師法に定める医師をいいます（ケガをされた方が医師の場合は、本人以外の医師をいいます）。

※2 あんま、はり、灸、マッサージ、カイロプラクティック等の施術については、医師の指示により施術を受けたものに限り、支払の対象とする場合があります。施術を受けた場合は、医師の指示であることを証明する指示書が必要となります。

### 【ご注意くださいことー傷害事故2】

すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します）をお支払いします（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金の支払対象とはなりません）。

## 2. 賠償事故補償制度の場合（賠償事故）

保険金請求者は生協および組合員となります。被害者との示談交渉が終了してから、必要書類をご返送ください（対物事故の場合、壊れた物の写真をお撮りください）。

- ①保険金請求書兼同意書
- ②事故原因・事故状況を立証する書類
- ③示談書・賠償申告書

賠償事故における保険金請求額が300万円以下の場合「賠償申告書」に代えることができます

### ④その他保険会社が必要とする書類（損害写真、損害額立証書類等）

\*賠償責任事故が起きた場合、示談額などについて必ず事前に共栄火災社と確認してください（事前にご連絡をいただけない場合、示談額の全額を保険金でお支払いできないことがあります）。

その際、現場および事故状況（被害物など）の写真撮影、先方（被害者）との話し合い、示談書（保険会社所定用紙）の作成など事故の際の対応についてもご相談いただけます。

### 【ご注意いただきたいこと—賠償事故】

(ア) 事故の原因を正しく確認してください。

(イ) 書面による示談以前に、口頭で賠償金額の約束をしないでください。

（事故の内容から相手に賠償すべき金額を正しく確定させる以前に「全額弁償する」、「〇万円払います」などの口約束は厳禁です）

保険でお支払いできるのは法律上の損害賠償責任を負うべきとされる金額です。

### 先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

### 【ご加入にあたって】

■この保険契約は下記の保険会社による共同保険契約であり、引受幹事保険会社である共栄火災が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

■このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しくは取扱幹事代理店株式会社アイアンドアイサービスまでご照会ください。

■保険料のお支払い方法は、「一時払」となります。2026年7月1日を保険始期日とするお申込みの締切日は、2026年5月29日（金）です。締切日までに株式会社アイアンドアイサービスに加入依頼書をメールでご送信ください。

また、中途加入につきましては、株式会社アイアンドアイサービスにお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

●取扱幹事代理店 株式会社アイアンドアイサービス  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 コープ共済プラザ  
Tel. 03-6836-1330 / Fax. 03-6836-1333  
メール: [iandi@coopkyosai.coop](mailto:iandi@coopkyosai.coop)  
ホームページ: <https://www.iandi-s.co.jp>  
※この商品は会員生協や事業連合の代理店と共同で募集しています。

●引受幹事保険会社 共栄火災海上保険株式会社  
団体組織開発部 営業課  
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
Tel. 03-3504-2898 / Fax. 03-3504-2948

<引受保険会社および引受割合>  
共栄火災海上保険株式会社 80%  
東京海上日動火災保険株式会社 10%  
損害保険ジャパン株式会社 5%  
三井住友海上火災保険株式会社 5%

# 重要事項説明書

生協福祉活動保険  
普通傷害保険、賠償責任保険

- この書面では、生協福祉活動保険（「行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険および施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険」）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

**契約概要** → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

## 1. ご加入前におけるご確認事項

### (1) 生協福祉活動保険の仕組み

この保険契約は、日本生活協同組合連合会（以下「日本生協連」といいます。）を保険契約者、日本生協連の会員生協を加入対象団体（以下「会員生協」といいます。）、引受保険会社を共栄火災海上保険株式会社とする保険契約です。日本生協連が加入対象団体からの加入希望や保険料を取りまとめ、保険料は一括して共栄火災に払い込みます。

### (2) 商品の仕組み **契約概要**

この保険契約は、会員生協が事務局となっている「くらしの助け合い運動」などの組合員活動中のケガや賠償事故の補償を行います。

#### ①見舞金制度（ケガ・身体の補償制度） [行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険]

会員生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が、援助活動中（行事に参加中）<sup>(※)</sup>に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに保険金をお支払いします。

(※) 行事に参加するため所定の場所に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。

<往復途上のケガ>

行事開催前に日帰り行事の参加者が確定し、名簿などの客観的資料を備え付けている場合は、行事参加者の自宅から集合場所までと解散地から自宅までの往復途上のケガについても保険金をお支払いします。

#### ②賠償事故補償制度 [施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険]

会員生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が、援助活動中の事故により被援助者等の他人に対して損害を与えた場合、援助活動を行う組合員または事務局等としての会員生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

### (3) 被保険者の範囲 **契約概要**

#### ①見舞金制度（ケガの補償制度） [行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険]

会員生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員（行事の参加者）全員<sup>(※)</sup>。

(※) 活動日が把握できることが必要です。

#### ②賠償事故補償制度 [施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険]

会員生協

### (4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

### (5) 補償重複に関するご注意

賠償責任保険は、補償内容が同様のご契約（共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。

<補償が重複する可能性のある特約（補償）>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任保険	他の保険会社の賠償責任保険

### (6) 保険金額の設定等 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次のa. ～ b. にご注意ください。

- a. 保険金額はパンフレットの保険金額表の中から選択してください。見舞金制度（ケガ・身体の補償制度）は、一行事ごとにその行事者全員に対して同一の保険金額設定となります。（参加者をグループ化してグループ毎に異なる保険金額を設定することはできません。）
- b. 見舞金制度（ケガ・身体の補償制度）の保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

#### (7) 保険期間の設定（補償の開始・終了時期） 契約概要 注意喚起情報

保険期間は、原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の途中で加入する場合は、ご加入日から保険終了日までとなります。  
※この保険で補償されるのは、実際に援助活動を行っている日のみとなります。

#### (8) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額、延べ参加人数・活動人数によって決定されます。具体的にはパンフレットでご確認ください。

#### (9) 保険料の払込方法等 契約概要 注意喚起情報

保険料は一括払いです。

#### (10) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 2. ご加入時におけるご確認事項

#### (1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

##### ■告知事項

普通傷害保険	同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
賠償責任保険	同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

#### (2) クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間1年を超える保険契約では、お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、この保険は、日本生協連を保険契約者とする保険期間1年の契約となっているため、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

#### (3) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

### 3. ご加入後におけるご確認事項

#### (1) 解約・解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

##### ■ご注意ください事項

- 解約に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- お申し出の時期により、保険期間のうち未経過の期間がないことから返れい金がない場合があります。

#### (2) 被保険者からの解約 注意喚起情報

普通傷害保険では、一定の要件に合致する場合、被保険者が会員生協に保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 4. その他ご留意いただきたいこと

#### (1) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

## (2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

### ●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

### ●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>

## (3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること（行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険のみ）
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

## (4) ご加入の継続について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

## (5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、共栄火災営業店または取扱代理店までご連絡ください。

#### 【取扱代理店】アイアンドアイサービス

TEL 03-6836-1330

〔受付時間〕 平日 午前9:00～午後5:00

#### 【共栄火災担当営業店】 団体組織開発部 営業課

TEL 03-3504-2898

〔受付時間〕 平日 午前9:00～午後5:00

### もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「あんしんほっとライン」

0120-044-077 [通話料無料]

### ■指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241 [全国共通]

〔受付時間〕 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

## ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

### 【ご確認いただきたい事項】

- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
  - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
  - 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
  - 保険金額
  - 保険期間
  - 保険料・払込方法
  - 被保険者の範囲
- 加入依頼書に記載された事項に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

### お申込みいただいた後には...

#### ●代理請求制度について

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、被保険者の方に被保険者のご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただくようご案内くださいますようお願いいたします。